

たこまち

農業

委員会

だより

令和6年

2024年1月1日



新年のご挨拶

多古町農業委員会会長 齊藤 直行

謹んで新春のお喜びを申し上げます。皆様におかれましては、お健やかに新春をお迎えることと存じます。

また、日頃より当委員会の活動にご理解と、ご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

多古町農業委員会は、昨年7

月の改選により新たな体制でスタートいたしました。今期の会長を務めさせていただきこととなりました齊藤と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

さて、世界を見ると、人口増加、紛争、それらを起因と

した輸出規制等が行われております。又、円安の影響も加わり、食料品をはじめ、様々なものが値上がりしております。これまでは、国内で生産されていないとか、国外調達したほうが安価で良質という理由から輸入品が多く日本の市場に並んでいました。しかし他国との競争や、輸出規制などにより購入できないなど、お金と物、他国との関係性が変化してきております。かねてより日本の食料自給率の低さは言われておりますが、令和4年度の食料自給率も38%と低く、さらなる低下が懸念されます。

一方で日本国内の問題として、少子高齢化や、人口減少などにより、農業者の減少や、耕作放棄地の増加が問題となっております。そこで今後の農業者や新規就農者が利用しやすく、生産コストの削減が期待できる農地の集約化などに向けて地域計画の作成を進めてまいります。地域農業を次世代に着実に引き継いでいくため、どの様に維持、発展させていくのか、農業者のみならず、地域の皆様が一体

となつて話し合い、取り組んでいくことが重要だと思っております。多古町の農業の維持、発展には皆様のお力が必要です。引き続き皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

今年が皆様にとって、輝かしい幸多き年になります事を祈念申し上げます、新年のご挨拶といたします。

いきいきフェスタ

TAKO2023

好天に恵まれた11月23日に多古町コミュニティセンターにおいて「いきいきフェスタTAKO2023」が開催されました。

農業委員会もブースを出店し、農業者年金制度に関する



パンフレットを配布いたしました。また、委員が丹精込めて作ったお米や野菜、花の苗等を持ち寄り、チャリティー販売を行い、今年も売り上げの一部を多古町社会福祉協議会に寄付させていただきました。

ストップ！ 違反転用

ご注意ください

田畑を資材置場や建物用地に転用するときは、事前に千葉県知事の許可が必要です。農地法により転用ができない農地もあります。

着工前に必ず農業委員会にご相談ください。

※田畑に土を入れて、耕作条件を改善する「農地造成」にも「一時転用」の許可が必要が必要です。

農地を借りた人が行った違反行為であっても、最終的な責任が、所有者にまで波及することがあります。



新任女性農業委員研修会

石井 昌子

先日開かれた女性の新任委員
初任者研修会に参加されて頂き
ました。リモート研修会ではあ
りましたが有意義な時間を過ご
させて頂きました。

今回の研修会では農業委員会
に求められる役割と女性協議会
の活動について、特に農業生産
力の増進を支援する組織として
農地利用の最適化に重点をおい
ての講演でした。この辺りでも
私が嫁いできた頃と比べて随分
と遊休農地が増えてしまったよ
うに感じます。農業者が減少し
ている昨今、現在の農地管理だ
けでなく未来の農地管理が重要
であり、「耕されている農地を、
耕せるうちに、耕せる人につな
いでいく」を実現すべく農業委
員として農地を次世代につなぐ
役割、農地有効利用のための仲
介をする役割、農地の荒廃防止
対策をする役割をしっかりと担っ
ていきたいと痛感しました。

次に福岡県宗像市農業委員会
副会長の吉武順子さんの講演を
拝聴しました。吉武さんはご両
親と3人で、米10ha、ハウスブ

ドウ50aを主に栽培されており、
ご多忙の中、福岡県農業委員会
女性ネットワークの会長も勤め
られ積極的に活動されています。

その活動で遊休農地対策として
生姜や蕎麦を勧め、食育活動
として保育園の田植え体験など
もされているそうです。その一
方で各農業委員会の女性委員の
割合を増加すべく運動されてお
り、実際に女性委員が増えてい
るそうです。吉武さんの活動は、
親和性が高く私も見習わなけれ
ばと感銘を受けました。

二世世代三世代が揃って食卓を
囲むことが当たり前だった時代
に私は育ちました。

今は亡き祖父母を思い起こ
すとき、日常であった食卓が浮
かんできます。食卓には、煮物、
野菜炒め、漬物、白米と具沢山
のみそ汁などと一緒に笑顔があ
ふれていました。家で作った新
鮮な野菜が使われた、母や祖母
の料理は美味しくて、そのほか
げか私に苦手な食べ物ほとんど
どありません。それこそが食育
の原点なのではと、この講演で
気づかされました。

が私の役目であり、地域の方々
に気軽に相談して頂けるよう、
更に勉強しつつ積極的に農家
の皆様の声かけをしていきたい
と思います。そのことが若い方
にも農業の魅力を知って頂ける
きっかけとなって農業に携わる
人が増えることになるよう、未
熟者ではありますが真摯に務め
て参りたいと思います。



香取・印旛ブロック別研修会

藤田 真肇

農業者が減り続けている現状
において、農地集積は、農業基
盤の強化という面で必要だと感
じている。

今現在、営農している方々に
とつてもそうだが、新規就農者
にとつても、メリットが非常に大
きい。経費削減はもちろんだが、
移動時間などを削減することで、

別の作業に時間を回せるし、余
裕ができる事で、経営規模の拡
大なども行いやすくなると考え
られる。しかし、それだけでは
問題は解決しない。担い手への
集積を進めるのも重要だが、後
継者や事業を引き継げる就農者
を確保することも非常に重要だ
と感している。

7年ほど前、私はある地域へ
研修に行ったことがあり、そこ
は、町全体で新規就農者獲得に
動いていた。そういった面で千
葉県は、出遅れてしまった。今
からでも、農地集積等の計画と
同時に動くべきではないかと考
えている。

現在、農業委員会で進めて
いる目標地図の作成は、良い方
法だと感じている。しかし、分
かりやすい農地エリアであれば
簡単ではあるが、少し入り組
んだエリア、荒地だらけになり、
境界が分からないエリアなどで
は簡単ではない。さらに、場所
によっては農地なのかが分かり
難いという問題が発生している。

現状を確実に把握するのに一
番有効なのは、農地の持ち主が
すべて、農地中間管理機構に登
録してもらうことだろう。そう

する事でより正確な現状地図、
目標地図の作成ができるのでは
ないだろうか。だが、登録だけ
でなく、すべて農地中間管理機
構を通じて貸借するとなると話
が変わってきてしまう。相続や
売却において、現状ではトラブ
ルが発生してしまうため、その
あたりをどのようにするのが
課題になると考えられる。

また、営農型太陽光発電施
設が増えている一方で、問題が
起きていると聞き、起こるべく
して起きた事例であると感じて
いる。日光が遮られるのだから、
一部の品目を除いて、収量は減
るし、パネルの柱が邪魔で作付
けをやめてしまう方もいるので
は？と考えていた。これに関し
ては、不適切事業への厳格な対
応が必要だと考えている。

農業者を増やす取り組みも
必要だと思うが、就農後のケア
として農業経営収入保険や農業
者年金の情報をもっと仕入れ易
くするべきとも感じた。農業者
専用のアプリを作成し、正しい
情報を素早く仕入れられる様に、
国や県が取り組んでいくべきで
はないかと、今回の研修会を通
じて感じた。

新農業委員紹介 (議席番号順)

 4 小川 一則 (天門・鈴木・出沼地区担当)	 3 橋本 望 (川島・柏熊地区担当)	 2 加瀬 政美 (牛尾地区担当)	 1 柳田 孝 (北中地区担当)
 8 石井 昌子 (南玉造地区担当)	 7 高橋 正紀 (次浦・本三倉・谷三倉地区担当)	 6 並木 秀太郎 (南並木・南借当地区担当)	 5 佐藤 一雄 (喜多・林・五反田地区担当)
 12 齊藤 直行 (塙・宮本地区担当)	 11 加賀原 裕江 (多古地区担当) 中立委員	 10 石井 信春 (島・水戸地区担当)	 9 千本木 政春 (飯笹・間倉・五辻・一鍬田地区担当)

農業委員と農地利用最適化推進委員の役割

農業委員

総会での審議、合議体としての意思決定
および現場活動
・農地所有権移転や転用許可の審議

連携

農地利用最適化推進委員

担当地域での農地利用最適化推進活動
・総会等での審議において案件農地の
現況を報告し、意見を述べる

この他にも、町が農業を発展させるために定めた「基本構想」の実現に向けて、認定農業者の育成や農業経営の法人化支援、地域計画のための「目標地図」作成などを行います。

新農地利用最適化推進委員紹介 (議席番号順)

 16 鈴木 勇 (方田・坂地区担当)	 15 小林 和男 (十倉二・御料地区担当)	 14 萩原 義文 (梁井地区担当)	 13 藤田 真肇 (西古内・台作・井戸山地区担当)
 20 行方 政昭 (北中地区担当)	 19 吉田 誠 (多古地区担当)	 18 菅澤 美喜男 (飯笹・間倉・五辻・一鍬田地区担当)	 17 石橋 伸浩 (南玉造地区担当)
 23 津島 康弘 (高津原・大穴地区担当)	 22 依知川 栄 (南中1・2地区担当)	 21 幸島 一広 (船越地区担当)	

任期

令和5年

7月20日から

令和8年

7月19日まで

農業者年金に 加入しましょう!

農業者年金は、国民年金の公的な上乘せ年金です。

農業者年金の加入資格

- 年間60日以上、農業に従事する方
- 国民年金の第1号被保険者で20歳以上65歳未満の方
(60歳以降に加入する場合は国民年金任意加入者である必要があります)

配偶者に優しい年金です。

- 農業者年金の加入に、農地の権利名義は必要ありません
- 農業経営者の配偶者だけでも、資格条件を満たせば加入できます

農業者年金の特徴

- 積立方式・確定拠出型で自分の納めた保険料が原資
- 支払った保険料は全額が確定申告で社会保険料控除に計上できる
- 保険料額は月額2万円～6万7千円の間で自由に決められる
※35歳未満の方が条件に該当した場合
月額1万円まで引き下げ可能
- 終身年金で、65歳から受取可能。
80歳までは死亡一時金あり
※65歳から75歳の間で、受給開始を自由選択



加入のお問い合わせ

多古町農業委員会 ☎0479-76-5403 JAかとり多古支店 ☎0479-76-2012

農地法に係る
許可申請書受付日

21日～25日です

※土、日、祝日は除きます



全国農業
新聞

発行日/毎週金曜日 購読料/1ヶ月700円
お申し込みは農業委員会へ

農業経営に役立つ
情報が満載!